



2025 年 8 月 18 日

各 位

会社名 日本ビジネスシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 牧田 幸弘
(コード番号：5036 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 勝田 耕平
(TEL. 03-6778-7336)

従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 18 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 9 月 2 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 2,200,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,392 円 ただし、2025 年 8 月 20 日から同月 22 日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日の終値」といいます。）のうち最も高い金額が 1,392 円を上回る場合、処分価額は条件決定日の終値のうち最も高い金額と同額とします。（注）
(4) 処分総額	3,062,400,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注) 本自己株式処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

本自己株式処分の取締役会決議日である 2025 年 8 月 18 日に、当社は「『株式付与 E S O P 信託』の導入に関するお知らせ」、「株式の売出しに関するお知らせ」、「配当予想の修正（東証プライム市場変更記念配当）に関するお知らせ」、「東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更承認に関するお知らせ」及び「2025 年 9 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（開示事項の変更及び公認会計士等による期中レビューの完了）」を開示しています。このため、当該開示に伴う株価の変動を本自己株式処分の処分価額に織り込むことを目的として、2025 年 8 月 22 日に、本自己株式処分の 2025 年 8 月 15 日（決議日前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,392 円と条件決定日の終値のうち最も高い金額を比較し、いずれか高い方の金額を処分価額とし

て決定することとしました。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社への帰属意識と経営参画意識を醸成し、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的として、本日開催の取締役会で株式付与E S O P信託（以下、「E S O P信託」といいます。）の導入を決議しております。

E S O P信託の概要については、本日付で公表いたしました『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に当たって、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものがあります。

処分株式数につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 48,366,400 株に対し 4.55%（小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数 455,709 個に対する割合 4.83%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規則に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱U F J信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2025年8月28日
信託の期間	2025年8月28日～2036年1月末日（予定）
制度開始日	2025年8月28日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025年8月15日（取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,392 円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合

理的であると取締役会で判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3名全員が社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上